

(目的)

第1条 この条例は、区の債権の整理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、区の債権の適正な管理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「区の債権」とは、金銭の給付を目的とする区の権利(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び同法第240条第4項各号に規定する債権を除く。)のうち、新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。

(区長の責務)

第3条 区長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めに従い、区の債権の徴収に努めなければならない。

(台帳の整備)

第4条 区長は、区の債権を整理するため、規則で定めるところにより、台帳を整備するものとする。

2 前項の規定により整備する台帳には、債務者ごとに、その債務に係る区の債権を記載するものとする。

(債権の放棄)

第5条 区長は、次の各号のいずれかの場合には、区の債権を放棄することができる。

(1) 区の債権の消滅時効に係る時効期間が経過したとき。

(2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用の額を超えないと見込まれるとき。

2 前項の規定により区の債権を放棄するときは、当該区の債権につき既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金についても放棄するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。